

〈議案第2号付議〉

東部大阪都市計画道路の変更（東大阪市決定）

〈議案第3号諮問〉

東部大阪都市計画道路大阪八尾線の変更（大阪府決定）

令和7年度第3回東大阪市都市計画審議会

令和8年1月 29日（木）

次 第

1. 都市計画道路の必要性の検証方法

2. 検証結果

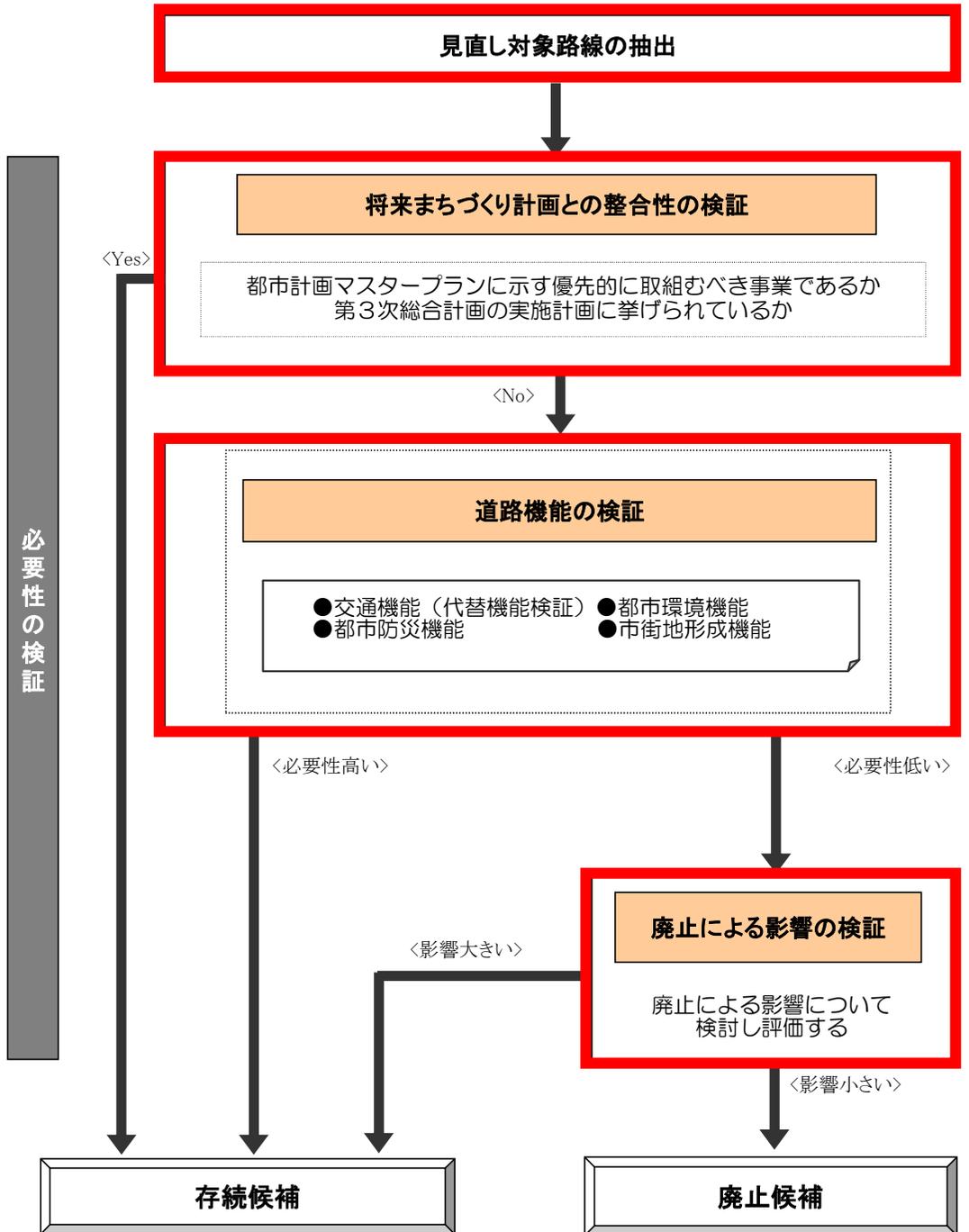
3. 経過と今後の手続きについて

東大阪市都市計画道路見直し基本方針

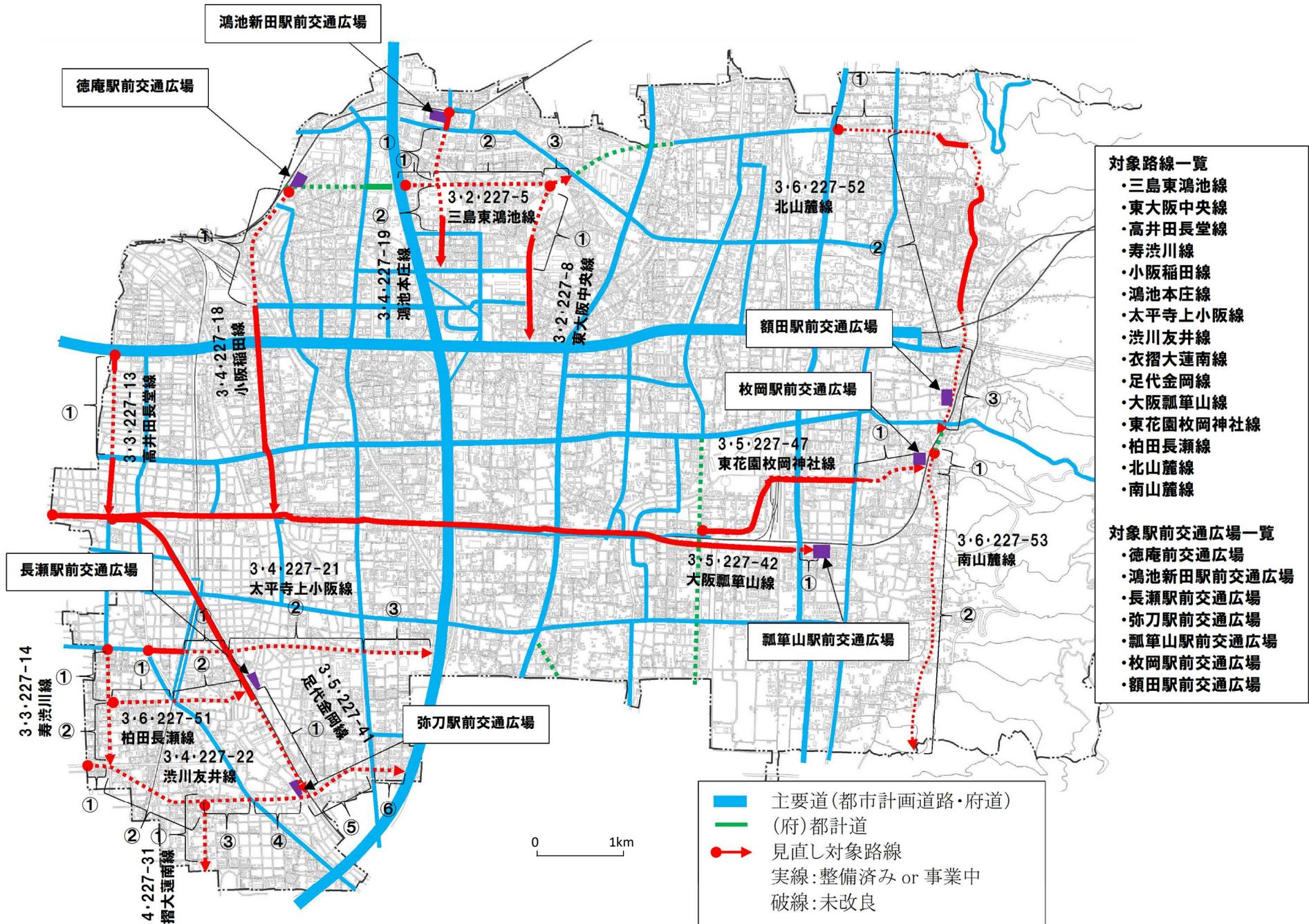
東大阪市都市計画道路見直し基本方針

令和6年5月

東大阪市



見直し対象路線



必要性の検証における評価基準

(1) 将来まちづくり計画との整合性の検証

番号	評価項目	評価基準
1-1	本市の将来まちづくり計画等に整合するか	<ul style="list-style-type: none">・「東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）」で取組むと示された事業である路線（区間）・「東大阪市第3次総合計画」の実施計画に挙げられている路線（区間）

必要性の検証における評価基準

(2)本市の将来像を踏まえた道路機能の検証

○交通機能

番号	評価項目	評価基準
2-1	物流拠点や産業拠点から広域都市軸へのアクセス向上に資する道路であるか	・物流拠点や産業拠点と物流軸を結ぶ路線（区間）
2-2	隣接都市間相互の円滑な交通処理の改善効果が高い道路であるか	・隣接市の整備済、事業中路線あるいは存続が決定している路線と連結する路線（区間）
2-3	歩行者交通の需要が高いと考えられる路線であって、現状では歩道が狭い又は整備されていないなど計画道路を整備することによって歩行者等の安全性が向上する道路であるか	・乗降客の多い鉄道駅の徒歩圏内に存し、鉄道駅に直接または、徒歩圏内の他区間を經由し接続する両側歩道の路線（区間）
2-4	道路ネットワークの改善に資する道路であるか	・府決定未着手路線が整備された際に生じるミッシングリンクやボトルネックを解消する路線（区間） ・主要道におけるミッシングリンクやボトルネックを解消する路線（区間）
2-5	渋滞の緩和機能があるか	・混雑度が1.0以上の現道と重なる路線（区間）
2-6	公共交通の円滑な走行の支援に資する道路であるか	・事業者より路線バスの新規運行の希望がある路線（区間）

(2)本市の将来像を踏まえた道路機能の検証

○都市環境機能

番号	評価項目	評価基準
2-7	「東大阪市みどりの基本計画」等で環境形成に資する道路であると位置付けがあるか	・「東大阪市みどりの基本計画」に位置付けのある路線（区間）

○都市防災機能

番号	評価項目	評価基準
2-8	「東大阪市地域防災計画」に位置付けられている道路であるか	・「東大阪市地域防災計画」において、緊急交通路の位置付けのある路線（区間）
2-9	市の防災拠点へのアクセス等、災害発生時における避難や救助活動等に有効であるか	・「東大阪市地域防災計画」に主要防災拠点として位置付けのある施設に接続する路線（区間）
2-10	緊急交通路にアクセスしているか	・広域緊急交通路へ接続する路線（区間）
2-11	延焼遮断に有効であるか	・「大阪府災害に強いすまいとまちづくり促進区域」内に存し、延焼防止に有効な路線（区間）

○市街地形成機能

番号	評価項目	評価基準
2-12	検討委員会等で検討中の事項と関連があるか	・検討中のまちづくり施策に寄与する路線（区間）
2-13	公共交通のための導入空間など、収容施設が想定される道路であるか	・公共交通の計画等において、公共交通等の収容空間としての位置付けがある路線（区間）

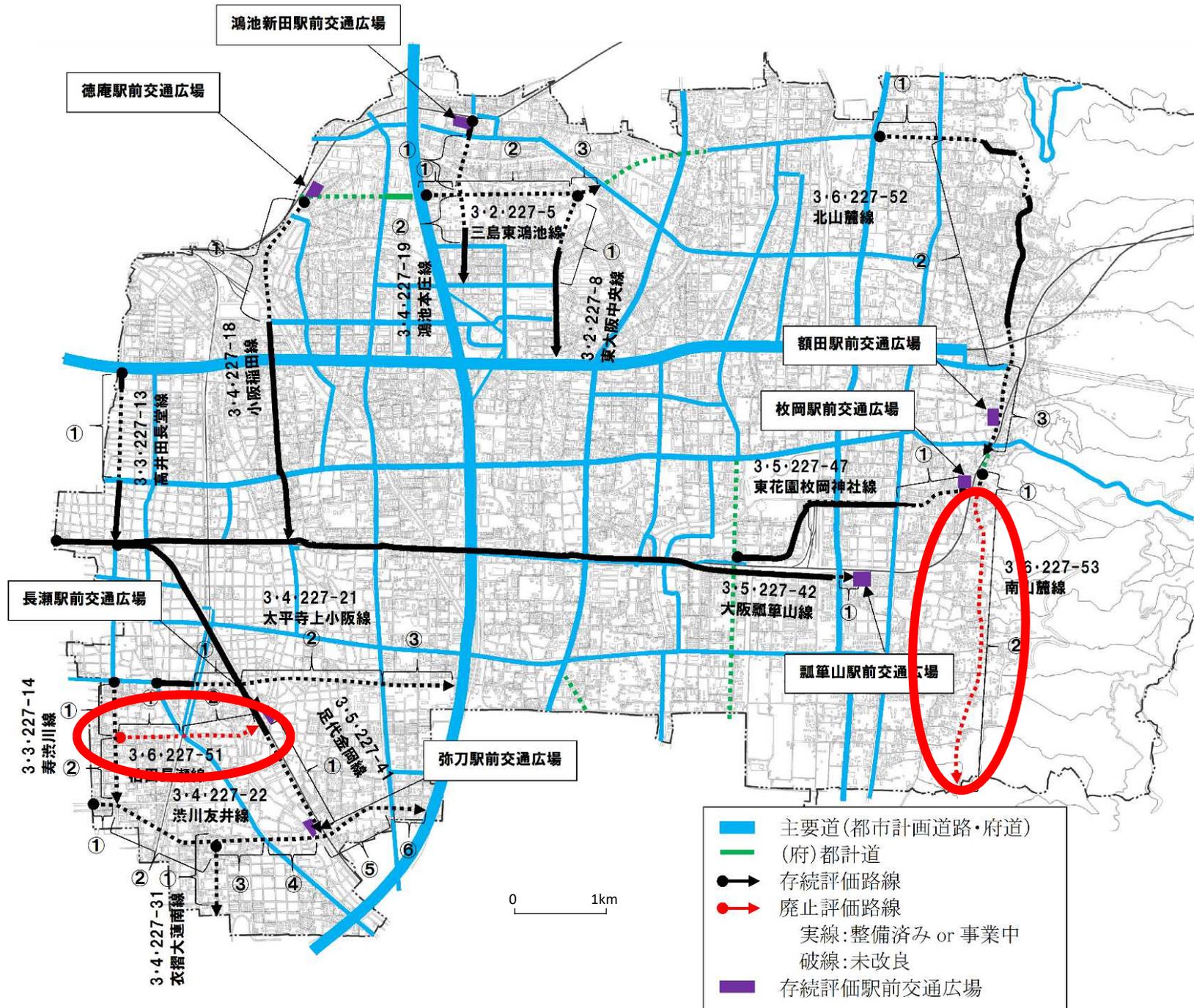
次 第

1. 都市計画道路の必要性の検証方法

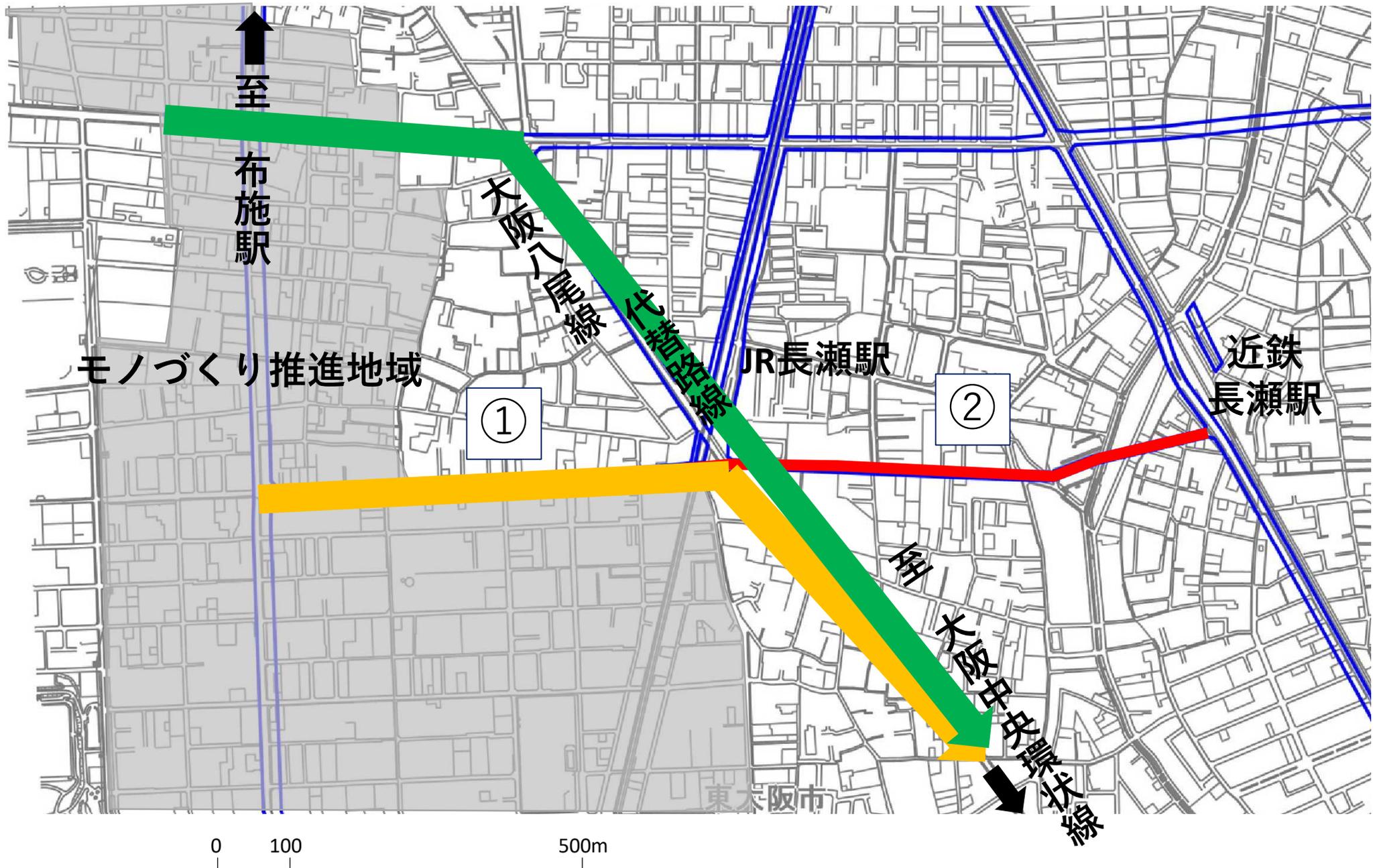
2. 検証結果

3. 経過と今後の手続きについて

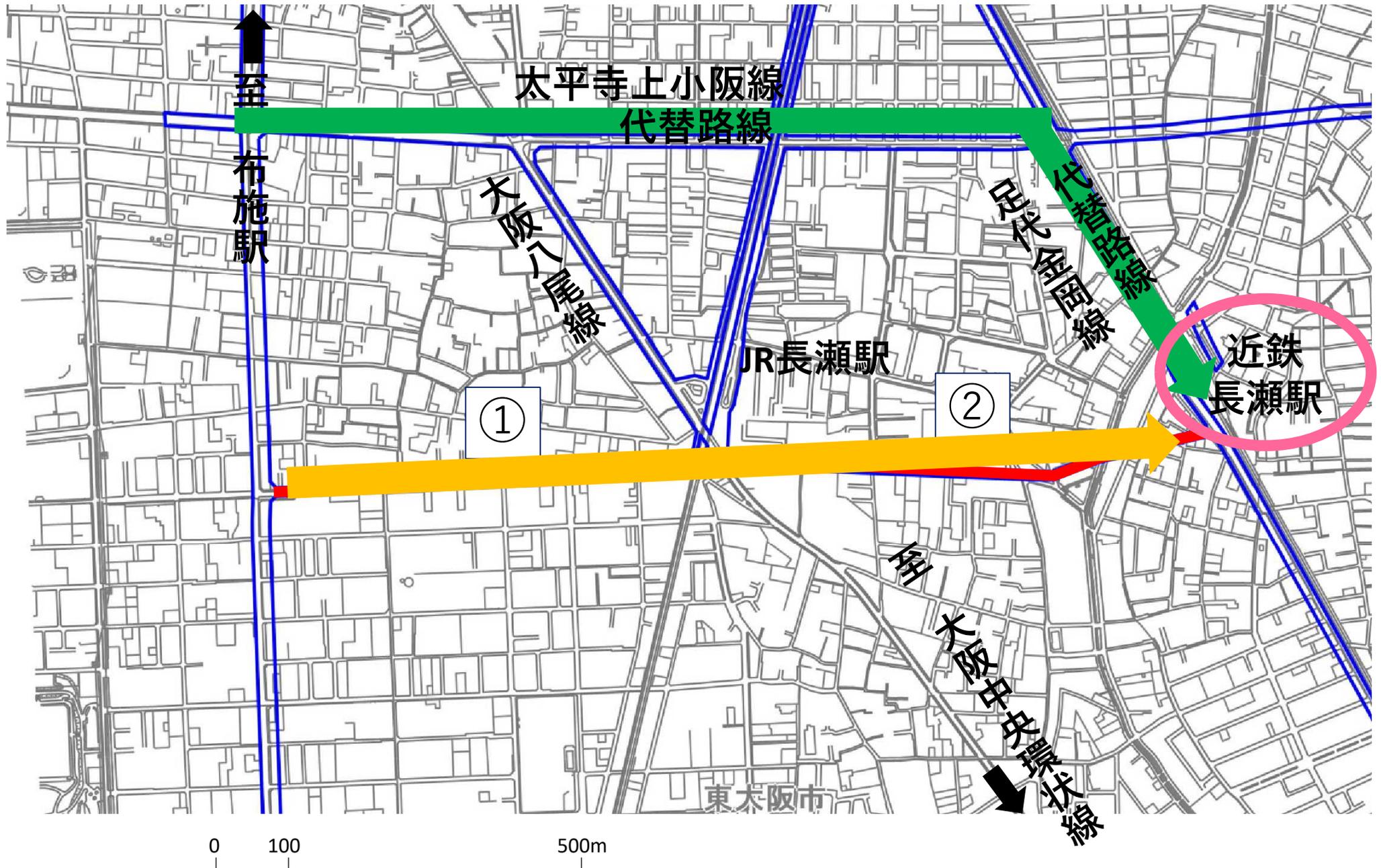
廃止と評価した路線



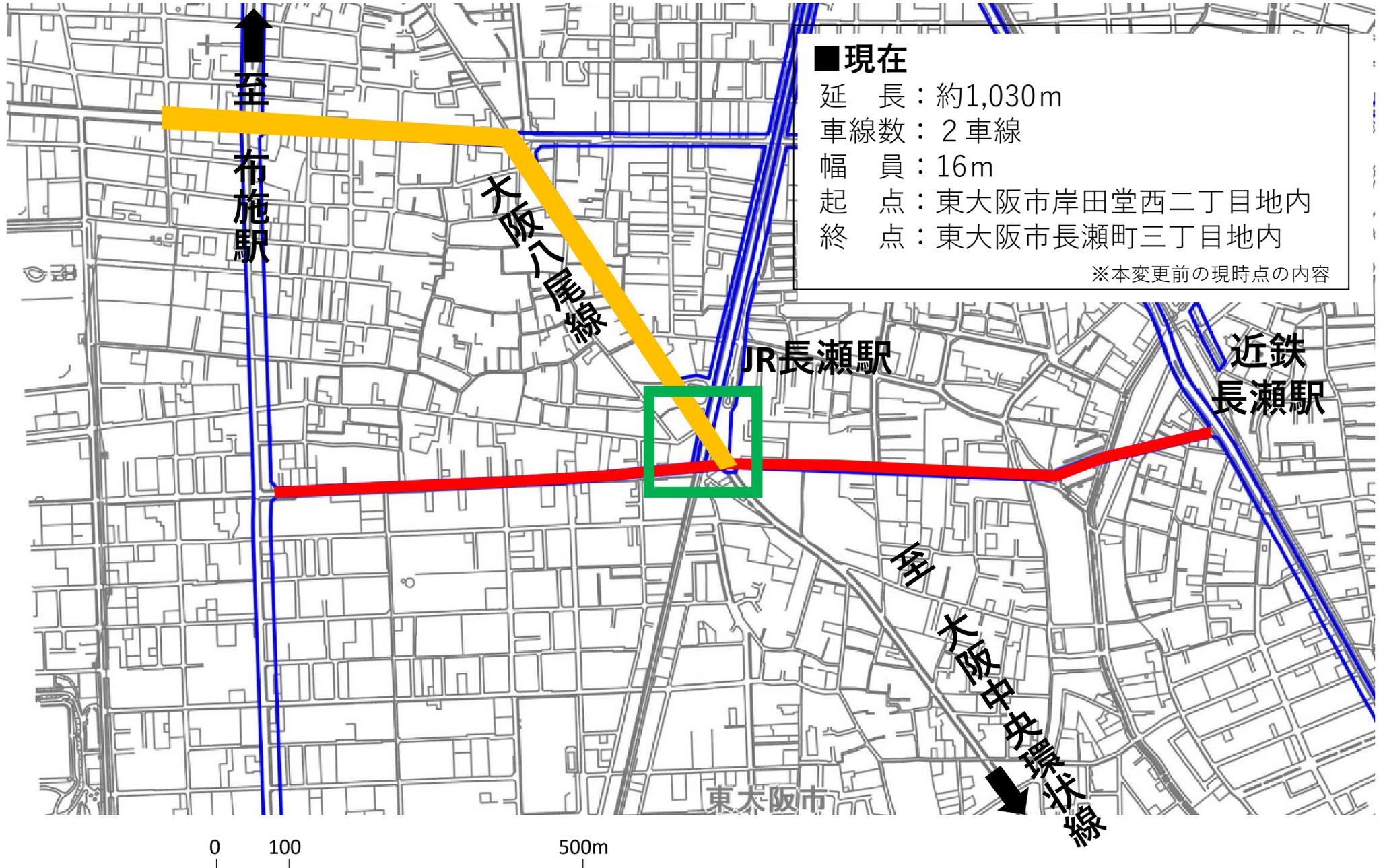
廃止と評価した路線（柏田長瀬線）



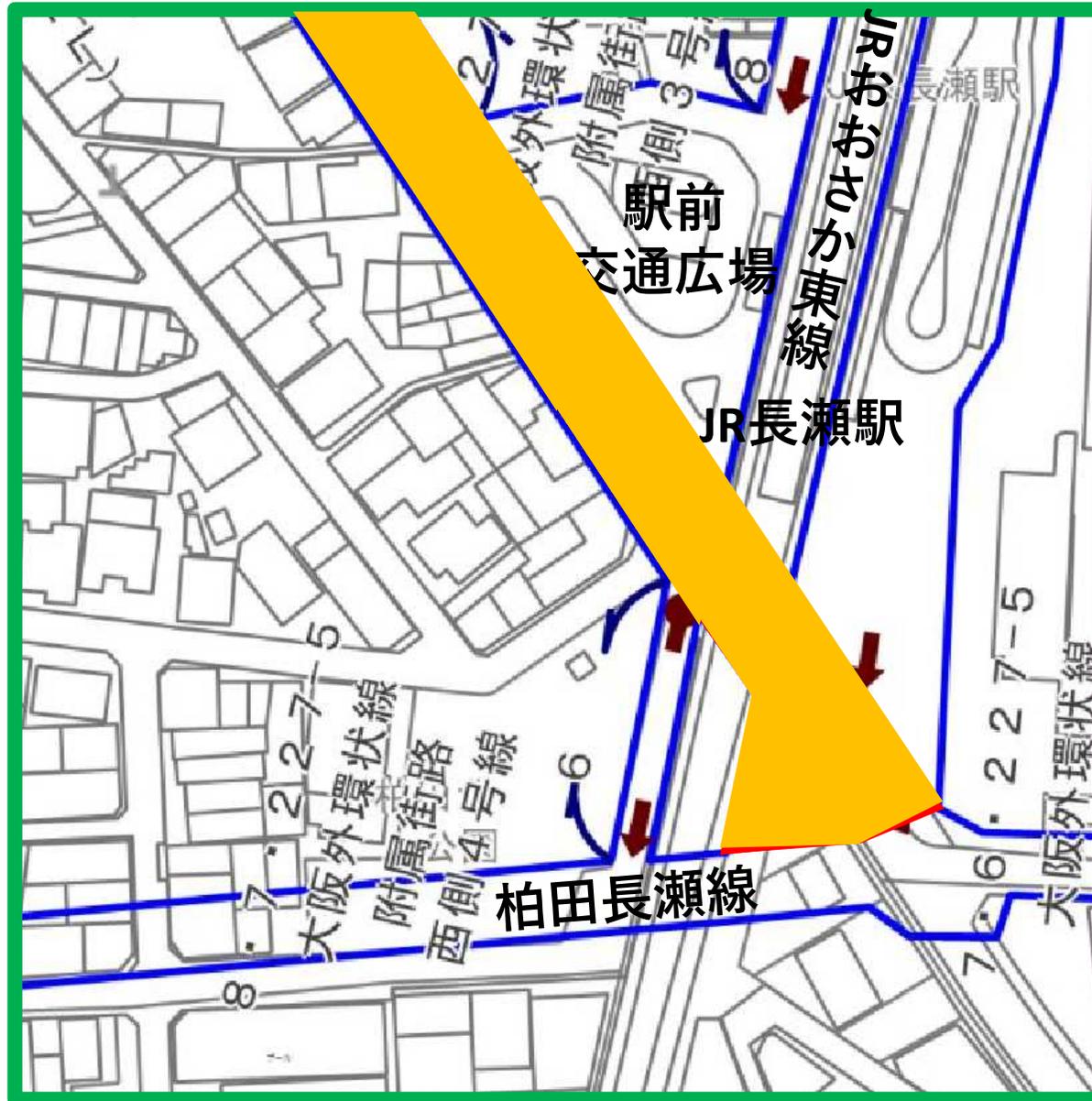
廃止と評価した路線（柏田長瀬線）



大阪八尾線の一部区間の廃止（大阪府決定）



大阪八尾線の一部区間の廃止（大阪府決定）



都市計画の手続き

○ 法第16条公聴会

公述申出期間

令和7年8月29日～9月12日

公述申出なし

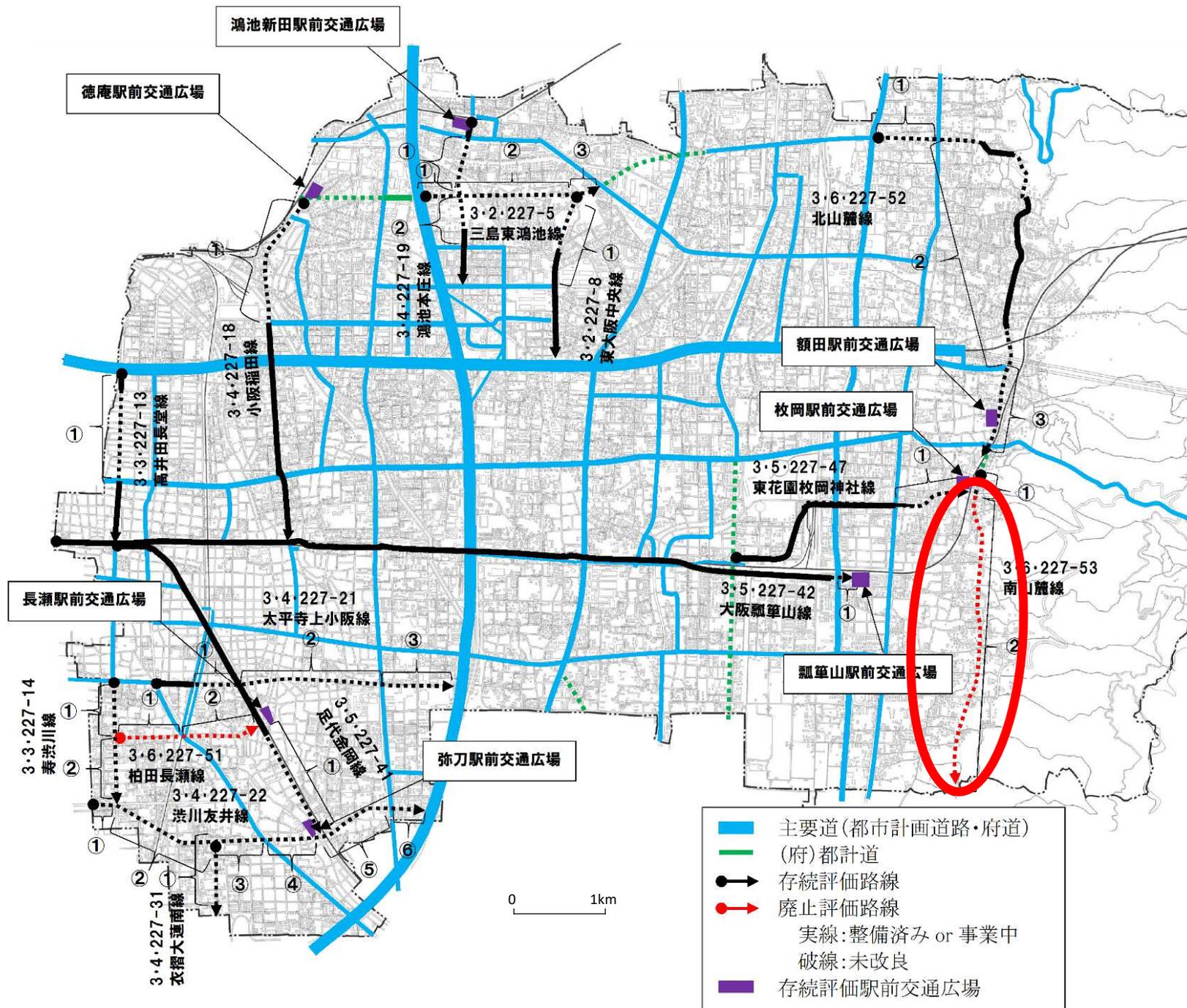
○ 法第17条縦覧

縦覧期間

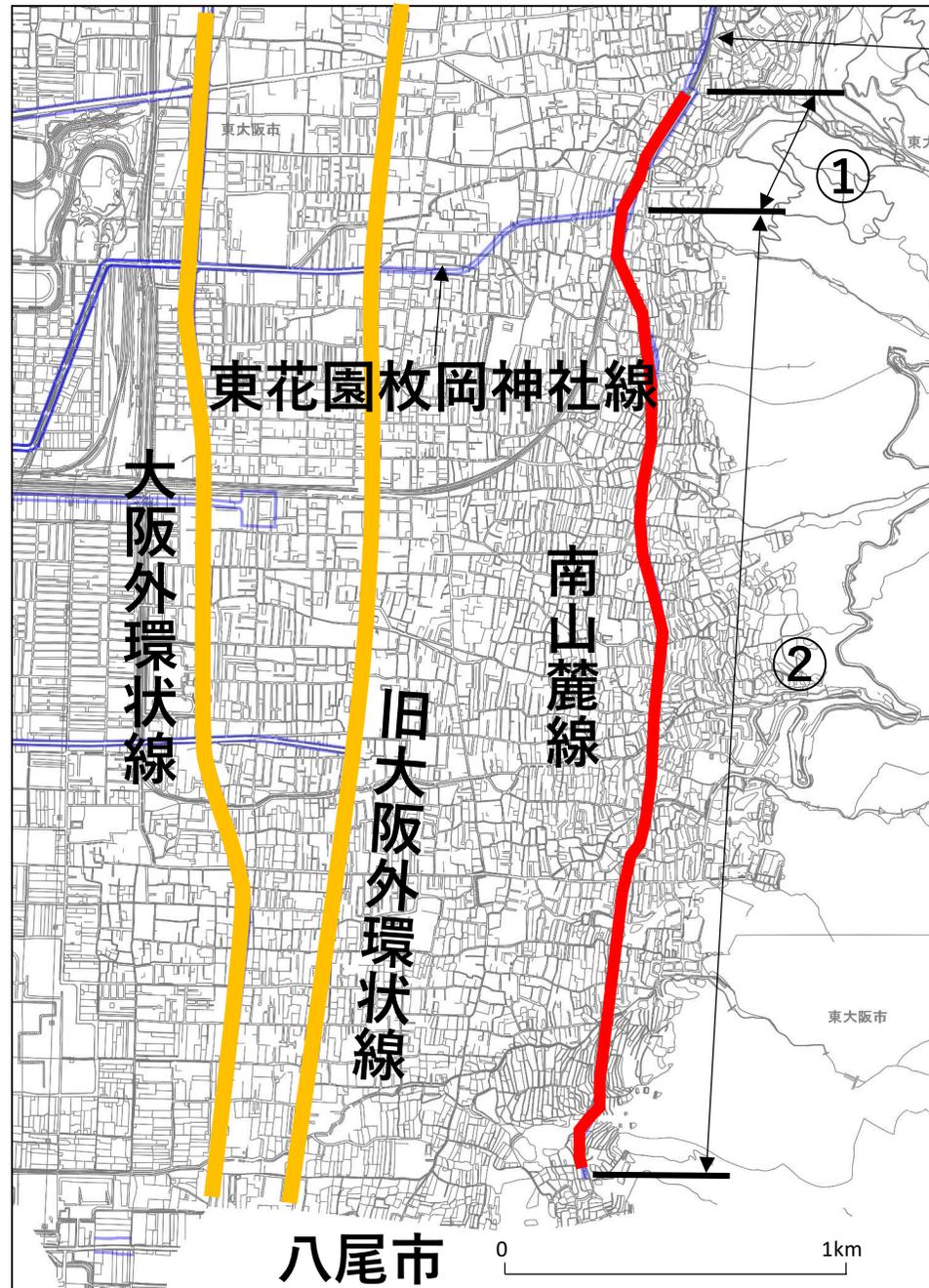
令和7年11月6日～11月20日

意見書提出なし

廃止と評価した路線



廃止と評価した路線（南山麓線）



枚岡駅前線

都市計画道路 見直し結果一覧

番号	路線名	区間 番号	1-1	2-1		2-2		2-3		2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9	2-10	2-11	2-12	2-13	必要性	廃止による 影響の 検証	存廃の 別
			将来まち づくり計画 との整合	物流拠点 等から広 域都市軸 へのアク セス向上	代替 路線	隣接都市 間相互の 円滑な交 通処理の 改善	代替 路線	歩行者等 の安全性 向上	代替 路線	道路ネット ワーク 改善	渋滞の 緩和機能	公共交通 の円滑な 走行の 支援	みどりの 基本計画 への位置 付け	地域防災 計画への 位置付け	災害発生 時におけ る避難や 救助活動 等に有効	広域緊急 交通路 への アクセス	延焼遮断	検討中の 事項との 関連	公共交通 のための 導入空間			
1	三島東鴻池線	①		○	有			○	-	○					○	○				高		存続
		②		○	有			○	-	○					○					高		存続
		③		○	有						○									高		存続
2	東大阪中央線	①		○	有										○				高		存続	
3	高井田長堂線	①		○	有			○	有							○			高		存続	
4	寿洪川線	①		○	-															高		存続
		②		○	-															高		存続
5	小阪稲田線	①								○							○			高		存続
6	鴻池本庄線	①						○	-						○					高		存続
		②						○	-						○					高		存続
7	太平寺上小阪線	①	○																	高		存続
		②		○	有			○	-									○		高		存続
		③		○	有												○			高		存続
8	渋川友井線	①		○	-	○	-													高		存続
		②		○	-															高		存続
		③		○	-															高		存続
		④									○								○	高		存続
		⑤									○								○	高		存続
		⑥									○						○			高		存続
9	衣摺大蓮南線	①				○	-												高		存続	
10	足代金岡線	①					○	-											高		存続	
11	大阪瓢箪山線	①													○				高		存続	
12	東花園枚岡神社線	①								○									高		存続	
13	柏田長瀬線	①		○	有			○	有											低	無	廃止
		②						○	有											低	無	廃止
14	北山麓線	①		○	-											○				高		存続
		②	○																	高		存続
		③									○									高		存続
15	南山麓線	①								○										高		存続
		②				○	有													低	無	廃止

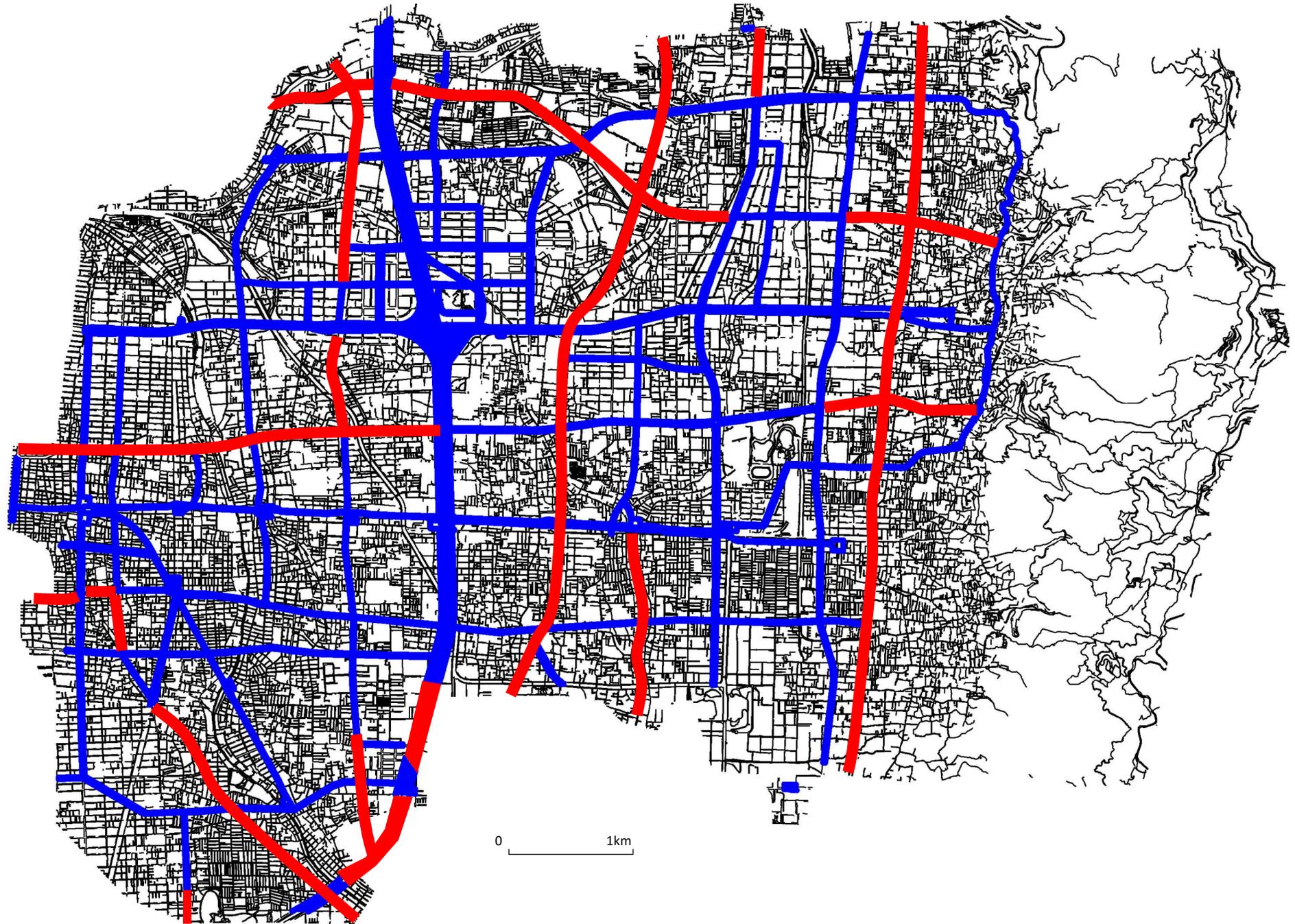
見直し案（都市計画道路）

評価対象路線		評価対象区間				路線名
廃止・存続 の別	路線数	廃止		存続		
		区間数	延長(m)	区間数	延長(m)	
存続	13	-	-	26	19,090	三島東鴻池線、東大阪中央線、高井田長堂線、寿渋川線、小阪稲田線、鴻池本庄線、太平寺上小阪線、渋川友井線、衣摺大蓮南線、足代金岡線、大阪瓢箪山線、東花園枚岡神社線、北山麓線
一部廃止	1	1	2,840	1	170	南山麓線
廃止	1	2	1,340	-	-	柏田長瀬線
計	15	3	4,180	27	19,260	

見直し案（駅前交通広場）

廃止・存続 の別	箇所数	面積 (m2)	広場名
存続	7	23,700	徳庵駅前交通広場、鴻池新田駅前交通広場、長瀬駅前交通広場、弥刀駅前交通広場、瓢箪山駅前交通広場、枚岡駅前交通広場、額田駅前交通広場
廃止	0	0	
計	7	23,700	

見直し後の都市計画道路網（主要現道含む）



次 第

1. 都市計画道路の必要性の検証方法
2. 検証結果
3. 経過と今後の手続きについて

経過と今後の手続きについて

都市計画説明会

令和7年8月3日（日）10時～ 市役所本庁舎18階 大会議室

令和7年8月5日（火）19時～ 市役所本庁舎18階 大会議室

それぞれ10名、4名の方が来場されましたが質問や意見はありませんでした。



令和7年度第2回東大阪市都市計画公聴会

令和7年9月11日（木）

場所：市役所1階多目的ホール

公述申出が無かったため中止となりました。



都市計画案の縦覧

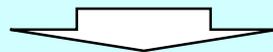
令和7年11月4日（火）～11月18日（火）

意見書：1件



令和7年第3回東大阪市都市計画審議会 付議

令和8年1月29日



都市計画変更告示

令和8年4月～5月頃

都市計画法第17条第2項の規定により 提出された意見の要旨

●意見の要旨

- ・代替路線とした旧大阪外環状線は瓢箪山駅付近がアーケード商店街で通行不能な区間があることや、商店街以外の区間も歩道がなく狭いため、車・自転車・歩行者が近接し危険であり代替路線として不適當。

●市の見解

- ・隣接都市間相互の円滑な交通処理を行うための交通機能のみを評価しており、同機能の代替路線を評価しているため、指摘されている機能について評価を行ったものではない。商店街の区間は規制によるもので、評価に影響を与えるものではない。

代替路線については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果を踏まえ検討しており、旧大阪外環状線や大阪外環状線は、令和3年度時点で混雑度が非常に低く、将来も減少傾向にあると見込まれていることから代替路線として評価可能。

都市計画法第17条第2項の規定により 提出された意見の要旨

●意見の要旨

- ・緊急交通路確保のため南山麓線は必要。

●市の見解

- ・緊急交通路については、「東大阪市地域防災計画」において、大阪外環状線を広域緊急交通路に、旧大阪外環状線を地域緊急交通路に指定しており、南山麓線を緊急交通路に指定する計画はありません。地域の防災面や交通安全については道路拡幅等を個別に判断するなどし、交通安全対策事業などを実施している。

都市計画法第17条第2項の規定により 提出された意見の要旨

●意見の要旨

- ・南山麓線の位置は、現在の計画より西に寄せるべきで、さらに新たに東西道路の都市計画決定も行うべき。

●市の見解

- ・新たなまちづくりに関する計画が定められるなど、都市計画として道路の必要性が高まれば、事業化の目途と合わせて新たに計画を定める。